

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和7年1月23日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都西多摩郡瑞穂町大字石畠字狭山谷

1973番地2商工会館

瑞穂町商工会

会長 関根 輝明

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地

瑞穂町

町長 杉浦 裕之

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：米原慎二・比留間武・村田恵美

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

1 震災【瑞穂町国土強靭化地域計画、瑞穂町地域防災計画】

東京都では、「首都直下地震等」として、東京湾北部地震、多摩直下地震、元禄型関東地震及び立川断層帯地震の4つの地震を想定している。

瑞穂町（以下、「町」という。）では、その中でも立川断層帯地震が一番被害を及ぼすと想定している。具体的には以下のとおりである。なお、瑞穂町ではM 7 規模が想定される。

瑞穂町における立川断層帯地震の被害想定

区分	立川断層帯地震
規模	M7. 4
時期及び時刻	冬 18 時
風速	8m/秒
死者	36 人
負傷者	310 人
建物被害（全壊）	467 棟
停電率	10. 8%
断水率	33. 4%
帰宅困難者	2, 405 人
出火件数	4 件

出典：瑞穂町国土強靭化地域計画(令和4年3月策定、令和5年3月一部修正)抜粋

なお、東京都防災会議は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災やその後の様々な変化等を踏まえ、「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」を作成し、令和4年5月に公表している。この被害想定では、M 7 クラスの首都直下地震（発生確率：今後30年以内70%）として、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震、M 8～9 クラスの海溝型地震（発生確率：今後30年以内70～80%）として、南海トラフ巨大地震等を検証している。

2 風水害（瑞穂町国土強靭化地域計画、瑞穂町地域防災計画・ハザードマップ）

東京地方（島しょ除く）の降水量は、年間に2つのピークがある。1つは梅雨時期の6月、もう1つは秋雨前線や台風の影響の出る9月を中心に出現する。また、この時期をはさんで、雷雨や台風、前線などにより、狭い範囲に数時間にわたって強い雨が降り、100mmから数百mmの雨量をもたらす、いわゆる「集中豪雨」と呼ばれる大雨となることがある。

関東甲信地方（伊豆諸島や小笠原諸島を除く。）に接近する台風の平均個数（接近数）は、6月に0. 2個、7月に0. 4個、8月に0. 8個、9月に1. 2個、10月に0. 7個となっている（平成3年から令和2年までの30年平均。出典：気象庁ホームページ「台風の平年値」）

<https://www.data.jma.go.jp/yoho/statistics/average/average.html>）。

町の気候は、比較的温暖で、令和2年の平均気温は15.1℃、降水量は年間1,613mmとなっている。

町においての風水害は、梅雨前線、台風等により発生している。かつては、残堀川からの溢水による浸水がみられたが、近年は、多くの地区で内水氾濫による被害が増加している。

令和元年10月12日の台風19号では、大雨特別警報が発表され、土砂崩れ、道路冠水等が発生した。

町では、東京都が調査した残堀川の浸水予想および水害被害の実績、東京都が指定した土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域をもとに、防災ハザードマップを作成し、これらの区域を公表している。瑞穂町国土強靭化地域計画では、この防災ハザードマップに示された風水害および土砂災害の発生を、風水害の災害リスクとして想定している。

町の洪水ハザードマップは、想定している最大規模として、総雨量690mm、時間最大雨量153mmで作成している。それによると、外水・内水被害では町内各所で起こることが想定されており、土砂災害警戒区域として42箇所、土砂災害特別警戒区域として34箇所想定している。

3 感染症

新型コロナウイルス感染症に代表される未知のウイルスの感染拡大は、町においても多くの町民の生命及び健康に大きな影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- 商工業者等数：1,610人
- 小規模事業者数：1,180人
- 商工業者の立地状況については、商業系の事業者は、駅及び集合住宅に隣接する場所に多い傾向があるものの、どの業種も町内全域に分散している。

産業大分類	瑞穂町商工会	
	商工業者数	小規模事業者数
A 農業、林業	7	7
B 漁業	0	0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
D 建設業	203	196
E 製造業	438	362
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	3
G 情報通信業	3	1
H 運輸業、郵便業	86	55
I 卸売業、小売業	375	215
J 金融業、保険業	10	7
K 不動産業、物品賃貸業	82	78

L	学術研究、専門・技術サービス業	28	22
M	宿泊業、飲食サービス業	114	66
N	生活関連サービス業、娯楽業	81	62
O	教育、学習支援業	19	16
P	医療、福祉	58	27
Q	複合サービス事業	6	2
R	サービス業(他に分類されないもの)	97	61
	合 計	1,610	1,180

(令和3年経済センサス活動調査による商工業者数、小規模事業者数)

(3) これまでの取組

①町の取組

- 瑞穂町国土強靭化地域計画、瑞穂町地域防災計画の策定
- 防災訓練、避難所設置訓練の実施
- 防災講話の実施
- 指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難場所等の設置
- 瑞穂町防災ハザードマップの作成
- 防災備品の備蓄
- 災害時の協力協定の締結（瑞穂建設業協会等）
- メール配信サービス※の実施

※災害情報、防犯情報、行政情報を登録した携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービス。災害情報では火災、風水害などの情報を提供している。

②瑞穂町商工会（以下、「商工会」という。）の取組

- 事業者B C Pに関する国・東京都等の施策の周知
- 全国商工会連合会が推奨する損害保険メニューの周知
- 東京消防庁福生消防署が実施する防災事業への協力
- 町が実施する防災訓練への協力
- 自然災害後の商工業者の被災状況の情報収集の取組
- 自然災害後の商工業者の被災状況を町、東京都商工会連合会へ報告

2 課題

現状では商工会の緊急時の取組は、漠然的な記載となっており、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルがない。また、正規・非正規併せて職員が8名いるが、町内の在住者は1名しかおらず、出勤時でない時の対応に即応できるかどうかの課題がある。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウがある者が十分にいない。

さらに、商工会が推奨する保険・共済について、全ての内容を把握している職員が不足しているという課題がある。

また、アフターコロナ下のニューノーマルな感染症対策において、地区内小規模事業者に対し、引き続き予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、今後予測される感染症拡大時に備えて、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄のほか、リスクファイナ

ンス対策として保険の必要性を周知することが必要となる。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会と町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、感染症の国内感染拡大期、管内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を通常時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会での役割分担・体制を整備し、町と連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

- ・自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回指導時等に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②商工会自身の事業継続計画の作成（別添）

- ・令和6年9月に事業継続計画を作成済である。

③関係団体等との連携

- ・事業継続計画策定に精通した損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者B C P等取組状況を巡回・窓口相談時に確認する。
- ・（仮称）瑞穂町事業継続力強化支援協議会（構成員：商工会、町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7、震度5強の地震）が発生したと仮定し、町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

（2）発災後の対策

- ・自然災害時における発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を把握し、商工会と町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、瑞穂町における感染症対策本部設置に基づき商工会による感染症対策を行う。

2 応急対策の方針決定

- ・商工会と町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。また、豪雨等による被害が発生した場合、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず商工会職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に勤務する。
- ・商工会職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・商工会は、大まかな被害状況を確認し、発災翌日までに情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、商工会と町は以下の間隔を目途に被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～1ヶ月	新たな事象が判明した時点で共有する
1ヶ月以降	適時共有する

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。具体的には別紙1「瑞穂町・瑞穂町商工会発災時における指示命令系統・連絡体制」を策定する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域への活動を行うことについて決める。
- ・商工会と町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・商工会と町が共有した情報を、東京都の指定する方法にて、商工会及び町より東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び調整課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や東京都等からの情報や方針に基づき、商工会と町が共有した情報を東京都の指定する方法にて商工会又は町より東京都へ報告する。

4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、瑞穂町と相談する。（商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や東京都、瑞穂町の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・東京都の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を東京都等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

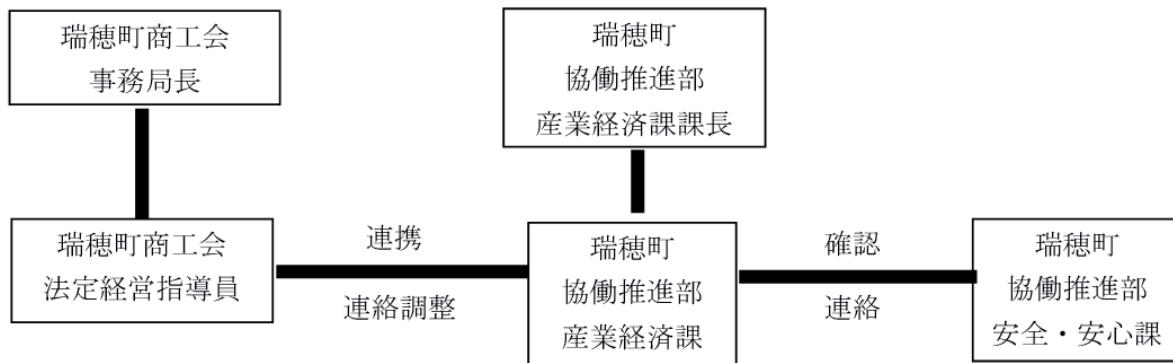
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月21日現在)

1 実施体制



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

1 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 米原 慎二、比留間 武、村田 恵美、（連絡先は後述①参照）

2 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

3 商工会／関係市町村連絡先

1 商工会

瑞穂町商工会

〒190-1211 東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑字狭山谷1973番地2商工会館

TEL:042-557-3389 FAX:042-557-5290

E-mail:info@mizuho-sci.or.jp

2 関係市町村

瑞穂町役場 協働推進部 産業経済課 商工係

〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

TEL:042-557-7633 FAX:042-556-3401

E-mail:sangyo@town.mizuho.tokyo.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0
・専門家派遣費	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
・協議会運営費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
・セミナー開催費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
・チラシ等作製費	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
・防災、感染症対策費	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
・郵送費他事務費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費、東京都補助金、瑞穂町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
(1) (2) (3) • • •	
連携して事業を実施する者の役割	
(1) (2) (3) • • •	
連携体制図等	
(1)	
(2)	
(3)	